

# 高齢者ケアサービス体制 整備支援事業の実施について

平成8年10月14日

厚生省老人保健福祉局長

介護保険制度の導入に伴う要介護認定等に係る検討及び介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成等に関しては、厚生省において高齢者ケアサービス体制整備支援事業検討委員会を設置し、検討を行っているところであるが、今般、同委員会の検討を踏ま

え、別添のとおり「高齢者ケアサービス体制整備支援事業実施要綱」を定めたので通知する。については、内容を御了知の上関係者に対する周知等本事業の円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

（別添）

## 高齢者ケアサービス体制整備支援事業実施要綱

### 1. 目的

介護保険制度の創設については、老人保健福祉審議会等への諮問答申を経て、制度案について検討を進めているところであるが、今後、当該制度の導入を展望するとき、円滑な制度運用に必要な事前準備として、あらかじめ、要介護認定等に係る検討及び介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成を進めることが極めて重要である。このため、モデル的に要介護認定等の試行を行い、実施に当たっての実務上の課題や対応方策に関する調査研究結果を制度施行に反映させること及び介護支援専門員の養成を図ることによって、当該制度の円滑な運用に資することを目的とする。

### 2. 実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。

### 3. 実施体制及び方法

- (1) 都道府県は、高齢者ケアサービス体制整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 検討委員会は、各都道府県に設置されている既存の高齢者サービス総合調整推進会議等の活用を図りながら構成するものとする。
- (3) 都道府県は、検討委員会の意見を踏まえながら下記の事業を行うものとする。

#### ア. モデル事業

##### (ア) モデル地域の指定

モデル地域は、各都道府県下の原則1か所とし、都道府県において選定したモデル地域候補（在宅福祉サービス受給者、特別養護老人ホーム入所者、老人保健施設入所者、療養型病床群（介護力強化病院等）入院者のうちから寝たきり老人若しくは痴呆性老人の要介護高齢者又は虚弱老人を介護認定調査対象者として概ね100人を確保できるように選定する。）を厚生省と別添「高齢者ケアサービス体制整備支援事業実施計画協議書」（以下「実施計画協議書」という。）により協議の上指定を受け

るものとする。

(イ) 要介護認定等のモデル実施

要介護認定等のモデル実施に当たっては、モデル地域において認定調査対象者に対し、介護認定調査員による調査を行い、当該調査及びかかりつけ医意見書に基づきモデル介護認定審査会（以下「審査会」という。）において審査及び判定を行うものとする。（別添参考「高齢者ケアサービス体制整備支援事業調査の流れ」参照）

a. モデル介護認定審査会の設置

モデル地域において保健・医療・福祉の専門家により構成する審査会を設置する。当該審査会の委員は概ね5人とし、モデル地域において検討委員会の意見を踏まえながら選定し都道府県が委嘱する。審査会は、要介護状態又は要支援状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分等に関し、審査及び判定を行うものとする。

なお、モデル介護認定審査会運営の詳細については、別途通知する。

b. 介護認定審査件数

1モデル地域において原則として下記の類型から審査会において無作為に抽出した概ね100人を介護認定調査対象者として選定する。

	在宅サービス受給者	50人
施設サービス受給者	特別養護老人ホーム入所者	50人
	老人保健施設入所者	
	療養型病床群（介護力強化病院等）入院者	
	合計	100人

調査対象者の選定に当たっては、モデル地区の市町村において調査の内容を調査対象者及び家族に「介護認定調査要領」の別添の「高齢者ケアサービス体制整備支援調査協力のお願ひ」を用いて十分に説明し調査についての理解を得るとともに、高齢者ケアサービス体制整備支援事業調査協力同意書（別紙様式1）において同意を得るものとする。また、かかりつけ医及び特別養護老人ホーム等の施設に対しても説明し、理解を得るものとする。

なお、調査対象者選定に当たっては、障害老人の日常生活自立度や痴呆性老人の日常生活自立度において幅広く選定されることが望

ましいこと。

おって、「介護認定調査要領」については、別途通知する。

c. 介護認定調査員

1モデル地域において、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等の保健・医療・福祉の専門職のうちから5名を介護認定調査員として、検討委員会の意見を踏まえ都道府県が委嘱する。

なお、介護認定調査員は、国が行う介護認定調査のための事前研修を受講するものとする。

d. 介護認定調査

介護認定調査員5名により調査期間中の5日間において「高齢者ケアサービス体制整備支援事業調査票（別紙様式2）」を用いて「介護認定調査要領」に基づき要介護認定等に必要調査を行うこととする。

ただし、審査会の構成員は介護認定調査員を兼任することができない。

e. 審査会の資料の作成

審査会の資料の作成については、平成9年1月末日までに介護認定調査を終了し、高齢者ケアサービス体制整備支援事業調査票（調査対象者氏名、現住所、住所、かかりつけ医の氏名、主たる介護者の氏名、連絡先氏名の欄については不要）及び高齢者ケアサービス体制整備支援事業かかりつけ医意見書（医療機関名、かかりつけ医の氏名、調査対象者氏名、現住所、施設に入所している場合は主たる介護者の氏名、連絡先は不要）を厚生省あてに送付するものとし、厚生省において審査及び判定資料を作成の上、2月14日までに各都道府県に返送するものとする。